

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
<p>阿倍野高等学校</p>	<p>人間ドックの受診等に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="522 531 1602 732"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 531 611 606">職員</th> <th data-bbox="611 531 887 606">承認日</th> <th data-bbox="887 531 1240 606">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> <th data-bbox="1240 531 1602 606">免除願の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 606 611 732">A</td> <td data-bbox="611 606 887 732">令和7年3月28日</td> <td data-bbox="887 606 1240 732">午前8時25分から 午前10時25分まで</td> <td data-bbox="1240 606 1602 732">人間ドックの検査の結果、要治療だったので診察・検査を受診</td> </tr> </tbody> </table>	職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由	A	令和7年3月28日	午前8時25分から 午前10時25分まで	人間ドックの検査の結果、要治療だったので診察・検査を受診	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b>            (職務に専念する義務の免除)            第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> </div> <p><b>【職務専念義務の免除手続きについて(通知)(平成23年12月12日 教職員室 教職員人事課長)】</b></p> <p>1 所属教職員に対する周知事項            (1) 健康管理事業に係る職務専念義務免除の申請は、当該事業を受診するために必要な範囲で行うこと。</p>
職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由							
A	令和7年3月28日	午前8時25分から 午前10時25分まで	人間ドックの検査の結果、要治療だったので診察・検査を受診							
<p>措置の内容</p>										
<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。            検出事項の原因は、申請者が健康診断受診に伴う服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。            再発防止に向けて、関係職員に対し、服務に係る申請を適正に行うように周知徹底するとともに、職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行う際は内容の確認を徹底することでチェック体制を強化した。            今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年5月19日)